

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月十五日

東京圏国家戦略特別区域会議

### 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

#### 東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する区域

東京都中央区日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、八重洲一丁目、八重洲二丁目、京橋一丁目、京橋二丁目及び京橋三丁目各地内

縦覧場所 中央区都市整備部地域整備課（中央区役所本庁舎五階）

縦覧期間 公告の翌日から二週間

意見書の提出先 中央区築地一丁目一番一号

中央区都市整備部地域整備課

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月十五日

東京圏国家戦略特別区域会議

### 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

#### 東京都市計画地区計画三田三・四丁目地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 東京都港区三田三丁目及び三田四丁目各地内

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び港区役所

縦覧期間 公告の翌日から二週間

意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課